

女川町復興計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東日本大震災により罹災した女川町の復興に関し必要な事項を定め、災害に強く、安心して暮らせる町の復興計画を策定することを目的とする。

(所掌事務及び委員会の設置)

第2条 復興計画に関し企画立案して町長に意見を具申し、若しくは町長の諮問に応じて答申するため調査、審議する附属機関として女川町復興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第3条 委員会は、会長及び副会長1人並びに委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 一般町民
- 三 県の職員

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めて意見を聴取し、若しくは資料の提出を求めることができる。

(答申)

第8条 町長から諮問された事項の調査及び審議結果は、遅滞なく町長に答申しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画課復興推進室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成23年4月20日から施行する。